

第2回特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会議事録

- 1 日 時 令和4年11月17日（木） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 湖西市民活動センター2階 大会議室
- 3 出席者 委員 渡辺和敏委員（オンライン途中参加）箱崎和久委員
寺田敏幸委員 金原孝宜委員
石本東生委員 後藤建一委員
静岡県 文化財課 武田寛生
事務局 太田英明（産業部長）
松山智次郎（文化観光課長）
鈴木紀子（文化観光課 文化係長）
大須賀広夢（文化観光課 文化係主事）
委託事業者（有）ウッドサークル 中田英史
瀬口世津子
- 4 公開・非公開の別 公開
- 5 傍聴者 無
- 6 次 第

【開 会】

【部長あいさつ】

【議 題】

（1）前回の修正箇所の確認

（委員長）毎回本文すべては印刷不要。今回1～3章の修正を承認したものは次回は印刷不要で審議箇所のみでよい。

助詞で気になるところがあるので、事務局で確認をすること。

また指定文の文字P12.13については、誤りがないかもう一度点検をすること。

P20の赤線は浜名湖上にひかれており、理解しづらい。湖西市域である説明文を入れたらよい。

P27交通は新居関跡の計画なので、鷺津駅起点でなく新居町駅起点の文章にしたらどうか。

P67「関所のひとつに指定」の「指定」は不要。

P68「他の主要関所と比較し」は関所建物も残っているので、「他の関所跡には見られない独自の建物が存在している」。

「現在の関所周辺の景観形成の過程上、重要な建物である。」は文章がおかしい。「景観形成に重要な影響を与えている。」か。

P 69 2行目の言い回しが腑に落ちない。「史跡を永続的に保存していくうえで、望ましくない・・・」は「望ましくない」の言いかえがすぐには思いつかないが、また検討してほしい。

(県) P 70 構成要素表のBとCの区分けが分からない。

一般的にはBとCが一緒になった表が多い。

(事務局) 前回の復元建造物の価値についてCではなく本質的価値と一体、という意見であったので、区分した。

(県) 史跡標柱は史跡を構成する本質的価値ではない。標柱・標識は文化財保護法による設置しなければいけない工作物。説明板や境界と同じ扱い。

(県) 復元建物は保存活用のために復元するためなのでC。

古文書や標柱なのは大切なものではあるが、史跡を構成しているものではない。史跡を中心として考えなければならない。

史跡は土地の指定。土地から離れたものは史跡を構成していない。

Aは絶対に傷つけないもの、BCは保存活用に資するために造ったものでメンテナンスをしていくもの。Dは持ち運べないが、条件が揃えば撤去するものという考え方。

古文書や出土遺物、展示物類は構成要素表から削除。

B、Cを一体とするか、B、Cを区分する定義づけをするか。

(事務局) 後段の文章で資料の防災対策に触れるために、入れたが、だめなのか。

(県) 検討することはよいが、史跡の保存活用計画なので、史跡をどうするか計画である。構成要素に入れることで計画がぶれる。

(委員長) 区域Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの分け方はよいのか。

(県) これだと1つのカテゴリーを3つに分けた印象。指定史跡地かそれ以外で、計画をするのは指定地内。

Ⅰは指定地、Ⅱ、Ⅲは周辺区域。

(委員長) ⅡとⅢは違う。Ⅱは指定されていないだけで関所跡地。

(事務局) 追加指定を検討するので、区域Ⅱは必要でないか。

(県) 保存管理の中で、指定区域外に広がっているので追加指定を目指すに記載する。

(委員長) 区域の書き方はこれではだめか？

(県) 構成要素と記載するので分かりにくくなっている。

史跡の構成要素を書き出す。それ以外はおまけのようなもの。

土地にあるものを網羅して書き出し、本質的価値を整理、保存活用に資するもの、それ以外という考え方。

(事務局) 奈文研の研修や他の市町でも4分割のものがある。

(県) 研究書ではないので、市民に分かりやすいものを作成してほしい。

(委員) 浮世絵や通行手形などはどこに入れるのか？

(県) 新居関跡の概要にいたらどうか。

(委員) 前回の委員会でも A と復元物は同等でないとした。

そのため、A 以外のもののランク付けは必要なのではないか。補完する要素という文言を検討したらどうか。

(県) 4 つに分けるのはだめではないが、どういった分け方をしたか分かるようにしてほしい。ただ古文書や出土遺物、展示品は外す。

(事務局) 区域Ⅲは今後の活用の中で紀伊国屋等を含めたが、今の話だと、表から外れてくる。どこまで区域設定をしたらよいのか。

(県) 保存管理は指定地であるが、活用は指定地外の計画を記載してもよい。ただし紀伊国屋の保存や紀伊国屋単独での活用はちがってくる。あくまで関所が中心。

(委員長) では、区域Ⅰ・Ⅱはそのままで、区域Ⅲは別の場所に別表として残す。

----- (休憩・箱崎委員参加) ----

(委員) B と C は違うもの。平城京でも出土遺物の鷗尾は重要なので構成要素扱い。確実に保存していくものとしている。

区域Ⅲは、活用に活かしていくものなので、関連する区域として残した方がいいのではないか。ただし、エリアを囲う必要はあるだろう。

(事務局) 景観条例で設定した区域を引用したらどうか。

(委員) 区域設定をした場合、周辺寺社は〇〇寺社と寺院名を明記。

(2) 第4章「現状と課題」の内容について

(活用のイメージを膨らませるブレインストーミング)

★ 関所でどんなことをしたいか？なにがほしいか？理想の関所は？★

- ・もっと VR を活用したら？タブレットの数が少ないのでスマホで見られるようにする。
- ・専門家（研究者）による展示解説（文書・建物・浮世絵）
- ・住民が関所を使ってしたいことをできるという視点が必要
- ・関所の実態が感じられるような 2 次体験（改め劇）
- ・史料館展示のリニューアル
- ・県外など広域報道機関との連携

- ・ 民間（SNS）発信のPR
- ・ 史料館の各場所にQRコードを貼り、解説や説明動画を見る
- ・ 一時的な集客でなく、レポートや継続して来てもらえるような持続可能な関所。
- ・ 町割りを活かした連携した事業
- ・ 関所渡船の実体験
- ・ 関所周辺は若い人が古民家をリノベーションして店舗等に利用している。面的エリアのまちづくりを目指す。周遊のついでに関所に足を運べばよい。

（委員長） 保存管理がもっとも重要な箇所であるが、文章量が少なく迫力がない気がする。もう少し文章に肉付けを。例えば

P 74 4行目 「仕組みが必要」は「仕組みの構築が必要」

6行目 「屋根替え根本修理」は「屋根替えや根本修理」

10行目 「適切な取り扱い」は現状そこまでできていないので、「適切な取り扱いができるための準備」にする。

13行目 「遺構の把握に努める」は「遺構の把握を進める」

14行目 「地下遺構を保護」は「地下遺構の全容を」

（事務局） 10行目は今回の計画の中で、対応基準を定めるため、今回から対応が可能になるので、そのままの文言とする。

（委員） P 75 来館者数が減っている要因の分析を記入すべき。

潮干狩りや定期観光バスの廃止が影響している等。

（委員） 第2東名高速道路ができてから人の流れが変化した。

（委員） 渡船観光は人気がある。

（委員長） 関所の渡船ができれば実体験ができるが、難しい。

関所の板塀がないことで、関所の実態や本質を示していない。本来、奥が見えないところが、畏怖する場所であったはず。板塀だけでも復元を。

（委員） 宿駅会議など民間との連携も重要。地域の外へ行ってPRしていくことも大切。

（委員） 一番の課題は、関所を感じられないこと。

関所がどんなことをしていた場所か、建物があつたのかが分からない。文字だけでなく、目に見えるショーのようなもので、来る人に関所を理解してもらうことが必要。関所を関所として理解させること。

（委員） 大御門を復元したときには入館者数がアップした。やはり一番

に復元整備を進め、関所を見せることが大切。史料館の展示よりも関所を人は見に来る。あるべき姿を見せることが大切。

復元整備した姿が地元で溶け込むのが、理想の関所。

そのため、整備が滞っているのが課題。

(委員) 関所の案内に十分な時間をとれない。30分の見学予約が多い。

1時間程度来場者が関所で時間をとってくれるようになるとよい。

(委員長) 第4章第1節と第4節は、もう少し煮詰め、肉付けする必要がある。

(委員) 今後、活用で町並みや町割りとセットで考えていくのが必要。

(事務局) 次回観光係にもオブザーバーとして入ってもらおう。

(委員) ウッドサークルで、他の市町で良い活用事例はないか。

(ウッド) 箱根は街路の補助金で商店街と一体となった整備を行った。

(委員) 最近は情報発信の方法がいろいろあるので、ハード面だけでなく、ソフト面の活用を考えられるとよい。

(3) 第5章「大綱・基本方針」の内容について

(事務局) 後段の内容で変更していくので、今回は事務局案の提示のみで委員に持ち帰ってもらい、今後意見をもらう。

次回の委員会は 2月9日(木) 13:30～とする。